

## 江南市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格の者又は価格その他の条件が最も有利な者の価格によって、その者により当該契約に適合した履行がされるかどうかを確認するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする工事は、総合評価落札方式にて発注する工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査は、その基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格での入札があった場合に行うものとする。

2 調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 前項の調査基準価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる工事等の種類については、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において調査基準価格を定めることができるものとする。

5 調査基準価格は、予定価格書に記載するものとする。

(失格基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う場合において、調査基準価格の10分の9.5（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札をした者は、低入札価格調査を行うことなく、直ちにその者を失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格書に記載するものとする。

(入札の執行)

第5条 低入札価格調査制度を実施するときは、入札公告にて調査基準価格及び失格基準価格を設定していることを記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

2 低入札価格調査制度を実施した入札の結果、最大評価値入札者により、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第6条 契約担当課長は、前条第2項の入札が行われた場合には、最大評価値入札者に低入札価格調査について(様式第1)を通知し、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるか否かについて、次に掲げる内容により、最大評価値入札者からの事情聴取、低入札価格理由書(様式第2)等の提出及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事
- (7) 経営状況(必要に応じ、取引金融機関等へ照会)
- (8) 信用状態(建設業法違反の有無等)
- (9) その他必要な事項

2 最大評価値入札者が、正当な理由なく調査に応じないときは、落札者とししないものとする。

(調査の結果)

第7条 契約担当課長は、前条第1項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書(様式第3)により江南市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)へ報告し、意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告に基づき審査を行い、低入札価格調査審査結果通知書(様式第4)により、市長に報告するものとする。

(委員会の設置)

第8条 前条に規定する調査結果を審査するため、委員会を設置する。

- 2 委員会の委員長及び委員は、江南市業者指名審査委員会の委員長及び委員を充てる。
- 3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営については、江南市業者指名審査委員会の例による。

(落札者の決定)

第9条 市長は、第7条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判

断した場合にあっては、すみやかに最大評価値入札者を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

2 市長は、第7条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最大評価値入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。

3 前項の規定にかかわらず、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以降の最大評価値入札者と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

4 前2項により次順位者を落札者と決定したときは、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書により通知するものとする。

5 あいち電子調達共同システム（CAL S/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（調査結果等の公表）

第10条 第6条第1項に基づく調査を実施した場合には、当該契約の締結後、その調査結果の概要を低入札価格調査の実施概要（様式第6）にて公表するものとする。

2 前条第2項により最大評価値入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を低入札価格調査の実施概要にて公表するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	—

様

江南市長

低入札価格調査について

年 月 日に開札した下記工事について、貴社の入札金額が調査基準価格を下回っておりましたので、落札決定を一旦保留し、調査の上で落札決定を行います。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 開 札 日 時 年 月 日（ ） 時 分

4 低入札に伴う事情聴取

(1) 日時

(2) 場所

(3) 必要書類

- ・低入札価格理由書（様式第2）
- ・工事費内訳書
- ・下請予定者等からの見積書等

(4) 必要書類提出日時

- ・工事費内訳書 年 月 日（ ）
- ・その他の書類 事情聴取当日に 部持参してください。

(5) 必要書類提出先

- ・工事費内訳書 部 課 グループ
- ・その他の書類 事情聴取当日に 部持参してください。

5 その他

- ・主要取引銀行名、担当者名及びその連絡先を教えてください。なお、銀行の担当者に江南市から経営状況等の照会をさせていただきますので、その旨事前にご連絡願います。
- ・過去5年間における行政庁からの処分（業務停止・指名停止等）がある場合、その概要及び再発防止措置について報告してください。
- ・必要に応じてその他の書類を求める場合があります。
- ・事情聴取当日に、無断あるいは特段の事情がないにもかかわらず欠席した場合は失格となることがあります。

低 入 札 価 格 理 由 書

江南市長

住 所

商号又は名称

代 表 者

下記工事の入札に関し、低価格で入札できた理由は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 開 札 日 時 年 月 日（ ） 時 分

4 入札書記載金額 金 円

5 低価格で入札できた理由

6 手持工事の状況

（1）工事受注状況

（2）現在施工中の工事

7 手持資材の状況

8 資材購入先及び購入先との関係

9 労務者の具体的供給見通し

10 過去に施工した公共工事

11 その他必要な事項

年 月 日

低入札価格調査報告書

江南市低入札価格調査委員会  
委員長 様

契約担当課長

年 月 日に開札した下記工事について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、江南市低入札価格調査委員会において、その適否を審査してください。

記

1 対象工事

工事名  
工事場所

2 調査対象業者

業者名

様式第4（第7条関係）

決裁欄

年 月 日

低入札価格調査審査結果通知書

江南市長 様

江南市低入札価格調査委員会  
委員長

下記工事について、江南市低入札価格調査委員会で審査した結果を通知します。

記

1 対象工事

工事名

工事場所

2 調査対象業者

業者名

3 審査結果

契約の履行が確保されると判断（する・しない）。

様式第5（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

江南市長

落札者決定通知書

下記工事について、下記の者が落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 工事場所

3 開札日時 年 月 日

4 落札者

5 落札金額 金 円  
(入札書記載金額 金 円)

様式第6（第10条関係）

低入札価格調査の実施概要

工 事 名

調査対象業者

項 目	内 容
1. その価格により入札した理由	
2. 手持工事の状況	
3. 手持資材の状況	
4. 資材購入先及び購入先との関係	
5. 労務者の具体的供給見通し	
6. 過去に施工した公共工事	
7. 経営状況	
8. 信用状態	
9. その他必要な事項	
10. 事情聴取した結果についての調査検討	
11. 履行の可否	